

Title	EU域外での外国訴訟係属による並行訴訟への対応に関する諸問題： 外国民事手続に対する尊重はどの程度まで及ぶのか？
Sub Title	Verschiedene Probleme beim Umgang mit ausländischer Rechtshängigkeit bei Parallelverfahren außerhalb der EU
Author	Heiderhoff, Bettina(Haga, Masaaki) 芳賀, 雅顯
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2026
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.99, No.7 (2026. 7) ,p.72 (59)- 102 (29)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	資料
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20260728-0072

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

資料

EU 域外での外国訴訟係属による 並行訴訟への対応に関する諸問題

——外国民事手続に対する尊重はどの程度まで及ぶ
のか?——

ベッティーナ・ハイダーホフ

芳賀雅顯／訳

I. 訴訟係属の遮断——序論

1. 訴訟係属の遮断の基本的機能

国内で同一訴訟物について 2 つの手続が訴状提出状態 (anhängig) にある場合、その取り扱いについては明確な規定がある。民事訴訟法第 261 条第 3 項第 1 号は、つぎのように定めている。すなわち、「訴訟が係属 (Rechtshängigkeit) している間は、いずれの当事者も、その事件を他の裁判所にさらに訴状提出状態にさせる (anhängig) ことはできない」とする。つまり、「事件」がすでに訴訟係属している場合、2 番目の訴訟は不適法として却下される¹⁾。

この規定の目的は容易に理解できる。訴訟係属遮断の規定がなければ、並行訴訟が実施される可能性が生じる。このことは、一方では、裁判所や相手方当事者に不必要な時間と費用の負担をもたらすことになろう。他方で、相反する 2 つの判決が下される可能性もあり、このことは司法運営に悪影響を及ぼすこととなろう²⁾。

結局のところ、他の裁判に対しても遮断効を拡張させる実体的確定力 (materielle Rechtskraft) (res judicata 既判力) に基づき、2 つの手続のうち一方は、最後まで実施することがまったくできないこともあり得る。訴えは、別の手続

1) 以下の文献のみを指摘しておく。Becker-Eberhard, in MünchKomm-ZPO, 7. Aufl. 2025, § 261 Rn. 42.

2) BGH v. 17.1.1952 - IV ZR 106/51, NJW 1952, 705, 706; Becker-Eberhard, in MünchKomm-ZPO, 7. Aufl. 2025, § 261 Rn. 4.

で確定力を有する裁判が下されると、ただちに事後的に不適法となり、手続は終了しなければならない³⁾。したがって、早期の判決獲得をめぐり、費用のかかる不必要的競争が生じる⁴⁾。

したがって、同一国内で並行して行われる訴訟については、訴訟係属の遮断 (lis pendens) が世界的に普及していることは驚くに値しない⁵⁾。

国際民事手続法における利益状況は、これとは明らかに異なる。この場合には、外国で訴訟を提起している当事者が、内国でもう一度訴訟を起すことが大いに理にかなうことがある。とくに、外国判決が自国でも承認されるかどうか、必ずしも確定していない場合にはそのことがいえる。外国の名義 (Titel) が国内で承認されないと予想される場合、ドイツで提起された訴訟を不適法として却下してはならない。そうしないと、原告の権利保護を不当に拒否することになってしまうからである。その他にも、原告がまさしくドイツで訴訟を進行することについて、納得できる利益を有する場合もあり得る。おそらくは、より迅速に解決できる、あるいは勝訴の可能性がより高いといった場合がある。

したがって、このようなケースをどのように扱うべきかは、回答が困難である。ドイツでの圧倒的通説によると、外国訴訟係属は、国内訴訟係属と同様に、民事訴訟法第 261 条第 3 項第 1 号を類推して扱われるとされる。したがって、内国で後れて提起された並行訴訟を進めることは、ほとんど排除される。原告は、ほとんどの場合、外国での訴訟追行が求められる⁶⁾。

しかし、この点については疑問の声が高まっている。それは、ブリュッセル

3) 既判力による遮断 (Rechtskraftsperr) としての実体的確定力の効果 (Wirkung der materiellen Rechtskraft) については、つぎの文献のみを指摘しておく。Gottwald, in MünchKomm-ZPO, 7. Aufl. 2025, § 322 Rn. 9.

4) それにもかかわらず両方の手続が最後まで実施された場合には、民事訴訟法第 580 条第 7 号に基づく現状回復を求める訴訟が認められる。したがって、同一事件について、後になって、さらに名義 (Titel) が原告に認められたとしても、通常は原告にメリットはない。詳細については、つぎの文献を参照のこと。Jacobs, in Stein/Jonas, ZPO, 23. Aufl. 2018, § 580 Rn. 25 ff.

5) ドイツ語による日本法に関する一例として、以下の文献を参照のこと。Haga, ZZP Int 18 (2013), 339; 外国訴訟係属を顧慮する国別の報告については、以下の文献を参照されたいが、各国での扱いはほとんど一貫性がない。Fawcett (Hrsg.), Declining Jurisdiction in Private International Law, 1995.

(Ia) 規則第 33 条を参照して説明している。この規定は、2015 年 1 月 10 日以降に開始された手続に適用されるものであるが、EU 法のレベルで、第三国における訴訟係属の扱いを規定している。この規定は、ほとんどの場合、民事訴訟法第 261 条第 3 項第 1 号に優先する。ブリュッセル (Ia) 規則第 33 条第 1 項 b) は、「構成国裁判所は、秩序ある司法運営のために、手続の中止が必要であると確信している」ことを求めている。その場合でも、手続の中止は裁判所の裁量に委ねられている。また、第 2 項では、さらに一度中止された手続を再開する理由を述べている。したがって、そこでは、ドイツ固有法上の国際手続法における通説とは明確に異なるアプローチを採用している。

本稿は、これらの諸問題について詳しく考察する。その前に、ドイツにおける法状況の概要を説明したい。さらに、重複した訴訟係属に関する実務上の適用事例についても紹介する。重複した訴訟係属は、全体としてはあまり頻繁には発生するものではなく、また、すべての事例で問題が生じるわけではない。

2. ドイツ国際手続法における外国訴訟による遮断効

a) ドイツ固有法上の国際手続法における、民事訴訟法第 261 条第 3 項第 1 号の類推適用の可能性

民事訴訟法は、外国で生じた訴訟係属の取り扱いについて、特別な規定を有していない。しかし、圧倒的通説によれば、そのことは外国訴訟係属が考慮されないことを意味するものではない。むしろ、民事訴訟法第 261 条第 3 項第 1 号が、外国訴訟係属に類推適用される⁷⁾。家庭事件および非訟事件の手続に関する法律第 113 条第 1 項第 2 文は、訴訟係属の問題について民事訴訟法を参照しているため、民事訴訟法第 261 条第 3 項第 1 号は、婚姻および家族に関する法的紛争にも適用される。後者は現在では、この規範のほぼ唯一の適用分野となっているため、このことは重

6) これに対して、コモンロー「諸国」では、しばしば、厳格な訴訟係属の遮断は、できるだけ早く訴えを提起しようとする動機づけをもたらすという問題点が強調されている（以下の文献のみを参照。*Silberman*, in: Basedow et al., *Encyclopedia of Private International Law*, 2017, S. 1159）。しかし、これは、あらゆる優先制度（*Prioritätssystem*）が有する、よく知られた消極的效果でしかない。

7) 以下の諸文献のみを参照。*Becker-Eberhard*, in: *MünchKomm-ZPO*, 7. Aufl. 2025, § 261 Rn. 73; *Roth*, in *Stein, ZPO*, 24. Aufl. 2024, § 261 Rn. 54.

要である。その理由は、民事訴訟法第 261 条第 3 項第 1 号が、一般的な民事訴訟分野ではブリュッセル (Ia) 規則第 33 条によって排除されているためである。したがって、以下では、民事訴訟法第 261 条第 3 項第 1 号に加えて、ブリュッセル (Ia) 規則第 33 条についても詳しく紹介する。

まず、民事訴訟法第 261 条第 3 項第 1 号について言及すると、外国訴訟係属については、その要件が若干調整されることに留意しなければならない。同一対象に関する手続が、ドイツの裁判所ではなく外国の裁判所に係属している場合、特に、外国で下されることが予想される裁判が国内でも効力を有することが将来見込まれなければならない。つまり、その判決がドイツで承認されることが重要である。このいわゆる肯定的な承認予測 (positive Anerkennungsprognose) [の要件] は、外国訴訟係属において中心的な意義を有するものであり、本稿第 2 部のテーマである。

このような [承認] 予測の必要性から、民事訴訟法第 261 条第 3 項第 1 号の法的効果——不適法却下——は、外国訴訟係属には適さないということが一部から主張されている。その場合、代わりに、民事訴訟法第 148 条に基づく手続の中止のみを行うべきことが要求されている⁸⁾。この点についても、本稿で詳しく説明する。

なお、ドイツ法は、これとは反対に外国裁判所に対しても、先行して係属している手続を尊重することを要求している。外国判決が、ドイツで先行して係属していた手続と矛盾する場合、民事訴訟法第 328 条第 1 項第 3 号に基づき、承認は排除される。

b) EU における優先的な法としてのブリュッセル (Ia) 規則第 33 条

aa) ブリュッセル (Ia) 規則第 33 条による広範な優先性

EU 構成国では、国際訴訟法の大部分について、ヨーロッパ民事訴訟規則、特にブリュッセル (Ia) 規則 (EuGVO または EuGVVO と呼ばれる) が優先的に適用される。ブリュッセル (Ia) 規則では、外国訴訟係属への顧慮について、比較的详细かつ問題状況による区別を設けて規定されている。

その際、ヨーロッパ国際手続法における規定の一部は、他の EU 構成国で進行し

8) とくに以下の文献を参照のこと。Dohm, Die Einrede ausländischer Rechtshängigkeit im deutschen internationalen Zivilprozeßrecht, 1996, S. 271 ff.

ている外国手続のみを対象としている。例えば、ブリュッセル (Ia) 規則第 29 条では、他の構成国で先行する訴訟係属がある場合に、いかなる要件の下で訴えが却下されなければならないかを規定している。——簡単に言うと——、外国の裁判所も (同様に) 管轄を有することが確定した場合には、[内国手続は] 常にただちに却下されることになる。

しかし、ブリュッセル (Ia) 規則には、他の EU 構成国ではなく、第三国で進行中の並行手続に関するルールもある。ブリュッセル (Ia) 規則第 33 条および第 34 条に規定されているこれらのルールは、今日、民事訴訟法第 261 条第 3 項第 1 号にかならず優先して適用される。手続の対象がブリュッセル (Ia) 規則第 1 条にいう民事事件ではない場合にのみ、民事訴訟法が直ちに適用される。さらに、通説によれば、ドイツの裁判所が、ブリュッセル (Ia) 規則第 6 条と結びついたドイツの管轄ルールに基づいてその管轄を根拠づける場合、国内固有法が適用される。ブリュッセル (Ia) 規則第 33 条の文言は、ブリュッセル (Ia) 規則第 6 条に意図的に言及していないことから、このことは明らかである⁹⁾。この立場は、結果として説得的である。なぜなら、ブリュッセル (Ia) 規則がドイツの裁判所の管轄をまったく規定していない場合、ドイツ裁判所は、ドイツの規範に従ってその訴訟が不適法であるならば、訴訟を却下することが正当化されなければならないからである¹⁰⁾。ブリュッセル (Ia) 規則第 6 条に基づくこのような管轄は、被告が EU 域内に住所を有しておらず、また、ブリュッセル (Ia) 規則の他の規範 (ブリュッセル (Ia) 規則第 17 条以下など) からも管轄が生じない場合に認められる¹¹⁾。これに対して、ブリュッセル (Ia) 規則第 10 条以下 (保険事件、消費者事件、労働法に関する事件) またはブリュッセル (Ia) 規則第 24 条および第 25 条 (専属管轄および合意管轄) に基づくドイツ裁判所の国際裁判管轄については、外国訴訟係属を顧慮するこ

9) つぎの文献もそのように説く。Thole, in Stein/Jonas, ZPO, 23. Aufl. 2022, Art. 33 EuGVVO Rn. 4; Dörner, in Saenger, ZPO, 10. Aufl. 2023, Art. 33 EuGVVO Rn. 2; Domej, RabelsZ 78 (2014), 508, 538; つぎの文献も同様である。Gebauer, in FS Schack, S. 585, 591 f.

10) 以下の文献も参照のこと。Fentiman, in Magnus/Mankowski, European Commentaries on Private International Law, Art. 33, 34 Brussels Ibis Rn. 3.

11) 想定される事例については、以下の文献のみを参照。Stadler/Krüger, in Musielak/Voit, ZPO, 22. Aufl. 2025, Art. 6 EuGVVO Rn. 1.

とはまったくしない¹²⁾。したがって、この国際裁判管轄に基づくすべての訴訟は、第三国で訴訟が係属している場合でも、制限なく続行されなければならない。

それゆえ結果として、第三国〔で提起された訴訟〕に対する外国訴訟係属の処理も、主にブリュッセル (Ia) 規則第 33 条に基づいて行われることになる。

bb) ブリュッセル (Ia) 規則第 33 条における裁量的解決

ブリュッセル (Ia) 規則第 33 条は、民事訴訟法第 261 条第 3 項第 1 号とは明らかに異なる。このことはまず、異なった要件および法的効果を規定している規定の「外形上の」形式についてあてはまる。

第一に、構成国には、外国訴訟係属をそもそも顧慮するかどうかについて裁量を与えられている。したがって、これは義務的なものではない。第二に、裁判所は手続を中止するとしか規定されていない。したがって、〔訴えを〕不適法として却下することは排除されている。

より重要なのは最初の点である。この規範は裁量を認めることで、何よりもまず EU 構成国に対して、そもそも外国訴訟係属を顧慮することを「認める」ことを意図している。つまり、構成国は、第三国ですでに訴訟係属が発生している手続が進行している場合は、ブリュッセル (Ia) 規則第 4 条、第 7 条から第 9 条に基づく管轄がある場合でも〔内国〕手続を中止することができる¹³⁾。しかし、その要求は、民事訴訟法第 261 条第 3 項第 1 号の場合よりも厳しい。すでに簡単に示したように、承認予測が肯定的である (ブリュッセル (Ia) 規則第 33 条第 1 項 a)¹⁴⁾だけでなく、手続を中止することが「秩序ある司法運営のために必要」でなければならないからである (ブリュッセル (Ia) 規則第 33 条第 1 項 b))。

また、これとは反対に、第 2 項は、外国訴訟係属があるにもかかわらず、〔内国〕手続を続行すべき根拠について言及している。これには、外国手続が過度に長期化

12) *Gebauer*, in FS Schack, S. 585, 590; *Hau*, in Zöller, ZPO, 36. Aufl. 2025, Art. 33 EuGVVO Rn. 2; 以下の文献も同旨を説くが、この結論に対して正当な批判を行っている。*Leible*, in Rauscher, Europäisches Zivilprozess- und Kollisionsrecht Band I, 5. Aufl. 2021, Art. 33 Brüssel Ia-VO Rn. 6.

13) 以下の文献のみを参照。*Dörner*, in Saenger, ZPO, 10. Aufl. 2023, Art. 33 EuGVVO Rn. 1.

していることに加え、秩序ある司法運営のために手続の続行が必要であるという、——今度は逆の表現で述べられた——前提も含まれている。

このルールが導入された直後から、裁量権の行使基準を策定することに困難を伴う可能性があることが指摘されていた¹⁵⁾。これまでのところ、この点に関する進展は見られない。しかし、この点は問題とはなっていない。なぜなら、この規定は、これまでごくまれにしか適用されていないからである。ヨーロッパ司法裁判所やドイツの裁判所による公表された判決は、——「規則の」発効から 10 年以上経った今でも——、まだ存在していないようである。

最後に、ブリュッセル (Ia) 規則第 34 条が、EU におけるルールをさらに補完していることについて言及しておく。第 34 条は、国内手続と関連性 (Sachzusammenhang) しか有しない第三国での手続につき「内国」手続を中止するため、第 34 条はブリュッセル (Ia) 規則第 33 条および民事訴訟法第 261 条第 3 項第 1 号を超えて規律している (訳者注：ブリュッセル (Ia) 規則第 33 条および民事訴訟法第 261 条第 3 項第 1 号は、同一当事者間における同一請求についての規定であるのに対して、ブリュッセル (Ia) 規則第 34 条は関連請求に関する規定である)。この場合も、手続の中止は裁判所の裁量による。この規範は、全体として民事訴訟法第 148 条に類似する。本稿では、この規定について詳しくは論じない。

14) この点についても、民事訴訟法第 328 条が重要となる。なぜなら、第三国で下された判決の承認は、構成国の固有法に基づくからである。ドイツでは、訴訟物の同一性の問題は、国内法に基づいて決まるのか (この立場に賛成するのは、以下の文献である。Leible, in Rauscher, Europäisches Zivilprozess- und Kollisionsrecht Band I, 5. Aufl. 2021, Art. 33 Brüssel Ia-VO Rn. 8)、それとも EU 法で適用されている核心理論によるのか (この立場に賛成するのは、以下の文献である。Hau, in Zöller, ZPO, 36. Aufl. 2025, Art. 33 EuGVVO Rn. 3) が争われている。EU 法の規定に関する問題であるので後者の見解のみが説得的である。しかし、このことが問題となることはほとんどない。というのも、国内裁判所に認められている裁量に基づき、裁判所は、中止を妥当と判断した場合のみそうすればよいからである。このことは、個別事案では、核心部分のみ一致する手続の場合には、否定されることがあり得る。この点に関する詳細は、以下の文献を参照のこと。Wössner, Entscheidungskollisionen unter der Brüssel Ia-Verordnung, 2023, S. 130 ff.

15) Domej, RabelsZ 78 (2014), 508, 537 f.

cc) 法秩序の等価値性か、それとも国内の閉鎖性か？

国内法とヨーロッパ法との最も大きな違いは、この2つの規範の根底にある思考方法にあるといえよう。したがって、この点で、ヨーロッパ手続法は、第三国における手続に対して、ドイツで伝統的に行われているものとは根本的に異なる見方をしていることを明確にしておくことが重要である。

民事訴訟法第261条第3項第1号を類推適用し、そして、さらに承認予測が肯定されることのみを要求する場合、それは外国司法制度に対して大いに尊重することを示す。このことは基本的に「外国訴訟手続を内国のそれと」同等であると見なしている。承認を経て執行に至るまでの、時には困難な道のりは、勝訴当事者によって予測されるものである。その場合、可能な限り低い承認基準が適用されるのが理想的である。

ブリュッセル (Ia) 規則第33条は、このことから著しく異なる。ブリュッセル (Ia) 規則に基づき構成国裁判所の管轄が発生する場合、この規定によれば、すでに述べたように、外国訴訟係属は限定的にしか顧慮されない。しかし、より重要なのは、特別に条文が列挙された場合、すなわちブリュッセル (Ia) 規則第4条、第7条から第9条に基づく管轄の場合でも、少なくとも通常の場合には、「外国訴訟係属の」顧慮がまったく行われえない可能性があることである。ドイツでは、通常の場合、「外国訴訟係属の」顧慮は依然としてなされるべきだとされているが¹⁶⁾、それはむしろ希望的な見解に過ぎない。なぜなら、この規範にはその点についての根拠がまったくないからである。

ブリュッセル (Ia) 規則第33条が、外国訴訟係属を顧慮することに対して懐疑的な立場を取っているのは、構成国の固有法に大きな相違があることによる。ドイツは早い段階から、外国訴訟係属を国内訴訟係属と同様に扱ってきたが¹⁷⁾、多くの構成国はより慎重な姿勢をとってきた¹⁸⁾。今日でもなお、例えばルーマニアは外国

16) *Hau*, in Zöller, ZPO, 36. Aufl. 2025, Art. 33 Brüssel Ia-VO Rn. 4. また、以下の文献を参照のこと。*Eichel*, in BeckOK-ZPO, 1.9.2025, Art. 33 Brüssel Ia-VO Rn. 40. それによると、通常「裁量はゼロにまで」減少する。また、以下の文献を参照のこと。*Thole*, in Stein/Jonas, ZPO, 23. Aufl. 2022, Art. 33 EuGVVO Rn. 15. それによると、「要件が充足しているにもかかわらず、中止が裁判所によって否定されるケースは、ほとんどないであろう」とされる。以下の文献も同趣旨である。*Leible*, in Rauscher, Europäisches Zivilprozess- und Kollisionsrecht Band I, 5. Aufl. 2021, Art. 33 Brüssel Ia-VO Rn. 16.

訴訟係属をまったく考慮していない¹⁹⁾。しかし、一部の構成国はより寛容な姿勢を示すようになってきた²⁰⁾。それでも、理論的アプローチ (dogmatischen Ansätze) は依然として大きく異なる。例えば、コモンロー諸国では、通常、フォーラム・ノン・コンビニエンスの原則が適用される²¹⁾。

結果として、ブリュッセル (Ia) 規則第 33 条は、ドイツ固有法よりも、コモンローによる通常の解決策により近いものである。適用範囲が特定の管轄に関する規範に限定されたことから、手続の優先順位は、主に管轄の効力によって決まることがわかる。このアプローチの仕方は、ドイツ固有法とは大きく異なる。しかし、結果として、その違いはわずかである。なぜなら、結局のところ、この規範は、とくに専属管轄や EU に関連する特定の保護管轄には適用することができないからである²²⁾。このような場合、EU の観点からは、通常、第三国には管轄がない²³⁾。ド

17) 歴史的展開について、詳細は以下の文献を参照のこと。Gebauer, in FS Schack, S. 585, 586 f.; また、簡潔には以下の文献を参照のこと。Bäumer, Die ausländische Rechtshängigkeit und ihre Auswirkungen auf das internationale Zivilverfahrensrecht, 1998, S. 21 ff.

18) 比較法については、以下の文献を参照のこと。Pabst, Entscheidungszuständigkeit und Beachtung ausländischer Rechtshängigkeit in Ehesachen mit Europabezug, 2009, S. 242 ff.

19) 以下の法律を参照のこと。Art. 156 des Lege Nr. 105 din 22 septembrie 1992 cu privire la reglementarea raporturilor de drept international privat.

20) 詳細は、以下の文献を参照のこと。Pabst, Entscheidungszuständigkeit und Beachtung ausländischer Rechtshängigkeit in Ehesachen mit Europabezug, 2009, S. 242 ff.

21) この点について、ドイツ法との対比とともに詳細に論じているのは、以下の文献である。Lipps, Europäischer Individualrechtsschutz in Parallelverfahren, 2024, S. 35 ff.; それ以前の文献として、つぎも参照。Heiderhoff, Die Berücksichtigung ausländischer Rechtshängigkeit in Ehescheidungsverfahren, 1998, S. 90 ff.; Pabst, Entscheidungszuständigkeit und Beachtung ausländischer Rechtshängigkeit in Ehesachen mit Europabezug, 2009, S. 246 f. 国内民事手続法については、つぎの文献も参照のこと。Martiny, in Basedow et al., Handwörterbuch des Europäischen Privatrechts Band II, 2009, S. 1250.

22) また、構成国裁判所の管轄が、ブリュッセル (Ia) 規則第 26 条にいう被告の異議なき応訴 (rügelese Einlassung) によって初めて生じる場合にも、ブリュッセル (Ia) 規則第 33 条は適用されない (Leible, in Rauscher, Europäisches Zivilprozess- und Kollisionsrecht Band I, 5. Aufl. 2021, Art. 33 Brüssel Ia-VO Rn. 6; Thole, in Stein/Jonas, ZPO, 23. Aufl. 2022, Art. 33 EuGVVO Rn. 4)。

イツの制度では、民事訴訟法第 328 条第 1 項第 1 号により常に承認予測は否定的となるため、結果として、外国訴訟係属も顧慮されないことになろう。

本稿の最後では、それでもなお、ブリュッセル (Ia) 規則第 33 条がドイツ固有の手続法に影響を与えるかどうか、また、民事訴訟法第 261 条第 3 項第 1 号の厳格な解釈から逸脱することが妥当かどうかについて考察する。

c) 国際条約による解決

最後に、国際民事手続に関するハーグ条約について言及する。EU 構成国では、ハーグ判決条約 (HAVÜ²⁴⁾) が 2023 年 9 月 1 日に発効した。しかし、この条約は、現時点では、ごく少数の国々にしか適用されていない²⁵⁾。EU 域内では、ブリュッセル (Ia) 規則が優先するため、この条約は適用されない。さらに、外国訴訟係属は条約の規律範囲外であるため、本条約には外国訴訟係属に関する規定は含まれていない。しかし、ハーグ判決条約 HAVÜ 第 7 条第 2 項によれば、一定の条件のもとでは、後に訴訟係属となった手続から生じた外国名義の承認 (Anerkennung eines ausländischen Titels) を拒否することができる。

しかし、訴訟係属に関する規定は、現在、管轄に関する作業部会によって検討されている条約に含まれることとなっている。そこでは、米国法に由来する解決策が検討されている。したがって、ブリュッセル (Ia) 規則第 33 条よりも、管轄規範の質 (die Qualität der Zuständigkeitsnorm) がさらに重要になる。現在の計画によると、将来の条約第 8 条第 2 項により、特に「優先的関連性 (priority connection)」のある裁判所が優先されることとなっている²⁶⁾。しかし、このような裁判所を決定することは困難である。全体として、この規律は明らかに大きな議

23) 管轄合意により構成国裁判所および第三国裁判所が管轄を有する場合などには、例外的に、これと異なることが妥当し得る。(その適法性については、以下の文献を参照のこと。Thole, in Stein/Jonas, ZPO, 23. Aufl. 2022, Art. 25 EuGVVO Rn. 116).

24) 2019 年 7 月 2 日の民事または商事に関する外国の判決の承認および執行に関するハーグ条約 (Haager Übereinkommen vom 2. Juli 2019 über die Anerkennung und Vollstreckung ausländischer Entscheidungen in Zivil- oder Handelssachen, ABl. EU 2022 L 187); この条約については、以下の文献を参照のこと。Schack, IPRax 2020, 1.

25) 締約国に関する最新の状況については、以下で確認することができる。<https://www.hcch.net/de/instruments/conventions/status-table/?cid=137>.

論となっている²⁷⁾。現在検討されている解決策により、時間的要因は克服されるだろう（訳者注：時間的先後ではなく、管轄の重要性によって優先性を判断するため）。さらに、「より適切な管轄（bessere Zuständigkeit）」に基づく裁判所では、後れて提起された訴訟が適法とされることになろう。検討ははまだ終了しておらず、条約の発効は少なくとも遠い将来のことであるため、ここではこれ以上は検討しない。

3. 実務上問題となる状況

a) 考えられる状況

以下では、実務上そもそも並行手続が発生するとすればどのような場合か、発生するとした場合、いかなる理由によるのかについて述べる。これは実際上例外的な現象（kein normales Szenario）である。[たとえば] 同一事件について、すでに訴訟が係属しているにもかかわらず、新たな裁判手続が開始されなければならない[ような場合である]。2つの手続の対象がどれほど類似しているかについて考えるまでもなく、なぜ同じ対象が2回も訴訟係属となるのか疑問が生じる。

このことは、一方では、ある当事者が同じ訴訟目的を有して2つ以上の裁判所に提訴した場合に生じる。これは一見すると無意味なように思われる。しかし、まさに国際訴訟では、原告がそのような行動を取ることも想像できる。原告が複数の国で執行することを欲したもの、執行を希望する国々が判決を相互承認しないと考えられる場合には、複数の訴訟を開始することは賢明な手段である。その場合、原告は、双方の国において執行名義（vollstreckbaren Titel）を取得するために、ただちに2件の訴訟を提起することを望む。このような事例は、訴訟係属遮断の要件および承認予測に関する後述の考察にとって興味深いものである。なぜなら、原告の懸念が現実となった場合、ドイツにおける原告の訴訟は遮断すべきではないからである。

26) 現行条文については、以下を参照のこと。Prel. Doc. No 2B of February 2025, S. 18; <https://assets.hcch.net/docs/007c2a52-2611-4470-b1dc-4d041c77f7c4.pdf>; その発展については、以下の文献を参照のこと。M. Lehmann, Scheibchenweise internationale Rechtsetzung, in Heindler/Huber/Schacherreiter, Liber Amicorum Bea Verschraegen, Wien 2023, S. 133.

27) Prel. Doc. No 2B of February 2025, S. 8 Rn. 13 ff.

他方で、訴訟の当事者双方がそれぞれ別の国で訴訟を提起する場合もある²⁸⁾。これには、双方の当事者が、同じ対象について異なる国で形成訴訟を起こす場合が含まれる。これは、とくにドイツで比較的頻繁に発生する外国訴訟係属の事例——、すなわち離婚に当てはまる。この場合、夫婦の双方が、別々の国で婚姻の解消を求めることが頻繁に発生している。過去数十年にドイツ裁判所の裁判で、民事訴訟法第 261 条第 3 項第 1 号に基づく訴訟係属の遮断が問題となった、ごく少数の紛争は、ほとんどが配慮または離婚手続 (Sorge- oder Ehescheidungsverfahren) に関するものであった²⁹⁾。

これに対して、相互に対立して訴訟を提起している 2 人の当事者は、しばしば同じ訴訟目的を追求しているわけではなく、むしろ、それぞれまったく反対の訴訟目的を達成したいと考えている。一方の当事者は支払や履行を要求し、他方はそれを望んでいない、——あるいは何か別のものを要求している。また、双方とも、自分（そして、まさしく相手ではなく）が物の所有者または遺産相続人であることを確認したい場合もある。最後の例からは、手続の対象がまったく同じではないことをよく理解することができる。そもそも訴訟係属の遮断がうまく機能するかどうかについては、より詳細に検討する必要がある³⁰⁾。

これによって、訴訟係属の遮断に関する最も困難で、最も議論の多い問題、すなわち「同一事件 (dieselbe Streitsache)」が関係していると考えることができるのはいつなのかという問題が関わってくる。まず、この問題が非常に興味深いものとなる一つの例を挙げてみる。すなわち、債権者が債務者に履行を求めて訴訟を起こした。しかし、債務者は、すでに別の国で消極的確認訴訟を提起していた。この確認訴訟によって、債権者の支払請求権が存在しないことを既判力によって確定することが予定されていた。

28) Roth, in Stein, ZPO, 24. Aufl. 2024, § 261 Rn. 28 ff.

29) 2 件の離婚申立事案がある。OLG Hamm v. 11.7.2023 - 9 UF 219/21, FamRZ 2023, 1814; OLG Hamm v. 6.1.2017 - 3 UF 106/16, FamRZ 2018, 51. この判決については、以下の文献を参照のこと。Haidmayer, IPRax 2018, 35; BGH v. 28.5.2008 - XII ZR 61/06, BGHZ 176, 365 = FamRZ 2008, 1409 (承認することができなかったユダヤ教による離婚); 2 件の配慮権手続 (Sorgerechtsverfahren): OLG Düsseldorf v. 21.5.2019 - 1 UF 19/19, FamRZ 2019, 1554.

30) 詳細は、以下の文献を参照のこと。Roth, in Stein, ZPO, 24. Aufl. 2024, § 261 Rn. 29.

b) とくに、いわゆる「魚雷訴訟 Torpedo-Klage」について

このような給付訴訟と消極的確認訴訟の衝突は、EU 域内で大きな問題を引き起こした。多額の未払債務を有し、履行請求された企業が、まずイタリアで消極的確認訴訟を提起するという考えに至った。債権それ自体が正当であることは明らかであったにもかかわらず、その企業は、イタリアの裁判所が債権の不存在を確認するよう申し立てた。そして、イタリアの裁判所が国際裁判管轄を有しない場合でも、その方法が用いられた³¹⁾。これは非常に理にかなっていた。なぜなら、イタリアでの手続は、きわめて時間がかかるからである。また、ヨーロッパ司法裁判所 (EuGH) の見解によれば、ヨーロッパ手続法においては、ある構成国における消極的確認訴訟は、別の構成国における給付訴訟を妨げるものである³²⁾。イタリアにおいて「消極的」確認の訴えが訴状提出状態にある (anhängig) 場合、もはや債権者は給付訴訟を提起することができなくなる。これは債権者にとっては、まさに壊滅的な打撃となる。原告はイタリアで給付を求める反訴を提起することはできる——しかし、イタリアの訴訟手続は非常に遅いため、判決を得るまでに 10 年あるいはそれ以上かかる可能性がある³³⁾。

この戦略は大きな話題を呼び、ニックネームまで付けられたが、それは「イタリアの魚雷 (italienischer Torpedo)」というものである。これは、消極的確認訴訟が、いわば策を弄した水中兵器のように使用されたことから、ふさわしい [ネーミングである]。この戦略は、最初に提起された消極的確認訴訟は、他の構成国における給付訴訟をも阻止するというヨーロッパ司法裁判所の判決によって初めて可能になった。ヨーロッパ司法裁判所は、そのような訴訟も同一訴訟物 (denselben Streitgegenstand) を有することをその根拠とした³⁴⁾。これは、この場合には、矛

31) これが機能するのは、イタリアの裁判所が無管轄を宣言するまでは訴訟係属の遮断が生じるためであり、しかも、これには非常に長い時間がかかる可能性があることによる。この点については以下の文献を参照のこと。Eichel, in BeckOK-ZPO, 1.9.2025, Art. 29 EuGVVO Rn. 84.

32) とくに以下の判例を参照のこと。EuGH v. 9.10.2003 - Rs. C-116/02, ECLI:EU:C:2003:657 (Gasser). また、すでにつきの判決もある。EuGH v. 6.12.1994 - Rs. C-406/92, Slg. 1994 I-5439 Rn. 43 (Tatry).

33) 反訴に関するイタリアの裁判所の管轄は、ブリュッセル (Ia) 規則第 8 条第 3 項により生じる。

盾判決が下される恐れがあることから、一見合理的に思われる。しかし、それは前述の問題を引き起こした。EU 域内では、ブリュッセル (Ia) 規則の最近の改正により、この問題は緩和された。ブリュッセル (Ia) 規則では、それまで適用されていたブリュッセル (I) 規則とは異なり、少なくとも管轄合意に関しては、このような魚雷訴訟 (Torpedo-Klage) を阻止することができる新しい規定を有している。第 25 条に基づく専属的合意管轄がある場合、合意された裁判所は、ブリュッセル (Ia) 規則第 31 条第 2 項および第 3 項に基づき、自らの管轄を優先的に審理することができる³⁵⁾。このことは、同一事件が他の構成国裁判所にすでに係属している場合でも、裁判所が手続を実施することができることを意味する。したがって、少なくともこの場合では、裁判所の管轄があることが、外国訴訟係属を顧慮するための要件となる。同様に、ヨーロッパ司法裁判所は、旧ブリュッセル (I) 規則についても、後に提起された裁判所の専属管轄について判決を下していた³⁶⁾。

立法者の小さなミスが、重大な悪影響をもたらす可能性があることがわかる。先行する外国訴訟を尊重することが行き過ぎると、一方当事者の権利保護をほとんど (quasi) 奪ってしまうことになるのは確かに誤りである。しかし、それとは反対に、規制が大幅に緩和され、突然、並行訴訟が相次ぐような事態になるのも好ましくないであろう。

この背景を踏まえ、以下では、訴訟係属の遮断 (Rechtshängigkeitssperre) に関するいくつかの要件について詳しく検討することとし、それによってどの規制アプローチが説得的であるかを考察する。

34) いわゆる核心理論 (Kernpunkttheorie) は、つぎのヨーロッパ司法裁判所判決で確立された。EuGH v. 8.12.1987 - Rs. 144/86, Slg. 1987, 4861 = NJW 1989, 665 (*Gubisch Maschinenfabrik/Palumbo*)。この点については、以下の文献のみを参照。Thole, in Stein/Jonas, ZPO, 23. Aufl. 2022, Art. 29 EuGVVO Rn. 25 f.

35) この点については、以下の文献のみを参照。E. Pfeiffer/M. Pfeiffer, in Geimer/Schütze, Internationaler Rechtsverkehr in Zivil- und Handelssachen, 2025, Art. 31 EuGVVO Rn. 19 f.

36) EuGH v. 3.4.2014 - Rs. C-438/12, ECLI:EU:C:2014:212 (*Weber/Weber*)；しかし、一部の学説は、この判例は新しいブリュッセル (Ia) 規則には適用されないと主張する。そのように説くのは、例えばつぎの文献である。Schack, IPRax 2021, 99, 101；もっとも通説は、これと異なる。つぎの文献のみ参照。Hess, Europäisches Zivilprozessrecht, 2. Aufl. 2020, Rn. 6.190；Eichel, in BeckOK-ZPO, 1.9.2025, Art. 29 Brüssel Ia-VO Rn. 78.

Ⅱ. 民事訴訟法第 261 条第 3 項第 1 号による訴訟係属の遮断に関する諸要件

1. 概要と規制目的

外国で係属している手続は、一定の要件の下でのみ、国内手続を阻止する。

すでに述べたように、まず、紛争対象 (Gegenstand des Streits) が同一であるか、あるいは少なくとも相反する判決 (einander widersprechende Entscheidungen) が下されるおそれがあることが必要である。この点は、まさに魚雷訴訟ですでに言及した。[ドイツ] 固有の国際手続法がこの問題をどのように扱うかについては、後述 5. で扱う³⁷⁾。

次に、国内で並行する訴訟係属の場合と同様に、他の訴訟がそもそも先に係属している必要がある。

最後に、特に、外国判決がドイツで承認される見込みがあることも必要である。外国判決がドイツで承認されない場合、その判決はドイツの手続を阻止することはできない。

そこで、まず訴訟係属の遮断に関する従来の要件について説明する。

2. 外国手続が先行して訴訟係属していること

ドイツでは訴訟係属は比較的遅い段階、すなわち、被告に訴状が正式に送達された時点で初めて発生する³⁸⁾。したがって、理論的には、ドイツの手続が外国手続に「追い抜かれる」可能性がある。これは、外国の法律では、訴状が提出された時点で訴訟係属 (schon gleich mit der Einreichung als rechtshängig) とみなされる場合に起こり得る。例えば、スイス民事訴訟法第 62 条第 1 項はそのように規定している。ドイツの実務では、訴訟係属の発生時点を、それぞれの法廷地法 (lex fori) によって決定するため³⁹⁾、スイスで提起された訴訟にはスイス法が適用されることになる。したがって、ドイツで訴状が提出された当事者は、その事実を知った場

37) 訴訟物に関する一般的な議論については、つぎの文献のみを参照。Roth, in Stein, ZPO, 24. Aufl. 2024, Einleitung Rn. 4 ff.

38) 以下を参照のこと。民事訴訟法第 261 条第 1 項、第 253 条第 1 項。

39) BGH v. 18.3.1987 - IVb ZR 24/86, NJW 1987, 3083.

合、この訴えがその当事者に送達される前に、自らスイスにおいて迅速に訴訟を提起することができる。この場合、外国手続は「先に訴訟係属している (früher rechtshängig)」とみなされることになる⁴⁰⁾。

これに対して、学説では、この「抜け穴 (Schlupfloch)」を塞ぐべきだと主張する意見が多く見られる。その提案の一つは、ブリュッセル (Ia) 規則第 32 条を類推適用するというものである⁴¹⁾。また、手続の進行状況の比較可能性に重点を置くことも考えられる。そのように解する場合、外国法廷地法 (lex fori) が適用されるのではなく、ドイツ法で規定されている送達に相当する手続が、その国でいつ行われたかが検討されることになる⁴²⁾。この理論は、時折提唱される二重性質決定 (Doppelqualifikation) よりも柔軟性がある点で利点がある⁴³⁾。

3. 訴え却下の特別要件として承認が肯定的に予測されること (positive Anerkennungsprognose)

a) 承認要件の概要

外国訴訟係属がある場合に、[内国で提起された] 訴えの適法性は外国判決がドイツで承認されるかどうかの予測に依存すると聞くと、最初は不安になる。なぜなら、誰も未来を見通すことはできないし、したがって予測はたいてい不確かなものだからである。

しかし、詳しく検討すると、外国判決の承認問題は、多くの場合、事前に非常に確実に判断できることが分かる。これは、予測が、民事訴訟法第 328 条に規定されている承認要件に基づくことによる。それらの要件のうちいくつかは、訴訟提起の

40) 例えば、つぎの判例を参照のこと。OLG Hamm v. 11.7.2023 - 9 UF 219/21, FamRZ 2023, 1814.

41) Gebauer, in Wieczorek/Schütze, ZPO, 5. Aufl. 2022, Anh § 261 Rn. 38; Linke/Hau, Internationales Zivilverfahrensrecht, 9. Aufl. 2024, Rn 7.28.

42) この点に関する詳細は、つぎの文献を参照のこと。Heiderhoff, Die Berücksichtigung ausländischer Rechtshängigkeit in Ehescheidungsverfahren, 1998, S. 182 ff. (複数の理論について言及している) sowie 193 ff. (自説); 同様に以下の文献を参照のこと。Schack, Internationales Zivilverfahrensrecht, 9. Aufl. 2025, Rn. 900.

43) 二重性質決定については、つぎの文献を参照のこと。Linke, IPRax 1982, 230 und 1994, 17, 18.

時点で満たされているかどうかですでに明らかになっているものもある。家族法に関する手続では、[民事訴訟法の] 代わりに、家庭事件および非訟事件手続法 (FamFG) 第 109 条が適用され、それによれば一定の事案では相互保証が放棄されている。それ以外は、同条は [民事訴訟法と] はほぼ同じ要件を有している。以下では、民事訴訟法第 328 条に基づく主な承認要件を簡潔に紹介し、その予測可能性について検討する。

b) 各承認要件とその存在の予測可能性

aa) 承認管轄

承認のための最初で最も重要な要件は、民事訴訟法第 328 条第 1 項第 1 号により、ドイツ法の観点から、そもそも外国裁判所が国際裁判管轄を有することである。この点については、ドイツは鏡像理論の原則 (Spiegelbildprinzip) を適用している。つまり、まったく逆の場合に (訳者注: 同一事案で外国裁判所ではなく反対にドイツが判決国の場合とした場合に)、ドイツの裁判所が、ドイツ法に基づいて国際裁判管轄を有するのかが重要になる⁴⁴⁾。これは、外国手続が開始したばかりの場合でも、容易に判断することができる⁴⁵⁾。

bb) 相互保証の必要性

民事訴訟法第 328 条第 1 項第 5 号により必要とされる相互保証が優先される。この要件は、予想される外国判決の承認は、承認を求めている相手国がドイツの判決を承認する場合にのみ検討されることを意味する。

この承認が相互に保証されているかどうか、最初から確定することができる⁴⁶⁾。たしかに承認が不確実な国もあるかもしれない。しかし、そのことは承認予測を不確かなものにするものではない。なぜなら、民事訴訟法第 328 条第 1 項第 5 号についての純粋な仮定的審査 (die rein fiktive Prüfung) にとって相互性が保証されて

44) 以下の文献のみを参照。Hau, in Zöller, ZPO, 36. Aufl. 2025, § 328 Rn. 41.

45) 同様の見解として、つぎの文献を参照のこと。Roth, in Stein, ZPO, 24. Aufl. 2024, § 261 Rn. 63. つぎの文献は、より慎重である。Dohm, Die Einrede ausländischer Rechtshängigkeit im deutschen internationalen Zivilprozeßrecht, 1996, S. 257 ff.

46) Roth, in Stein, ZPO, 24. Aufl. 2024, § 261 Rn. 65.

いれば十分だからである。

cc) 手続開始書類の適式性を欠く送達、民事訴訟法第 328 条第 1 項第 2 号

手続開始書類が適式かつ適時 (ordnungsgemäß und rechtzeitig) に送達されたかどうかという問題は、ほとんどの場合、確実に判断することができる⁴⁷⁾。しかし、送達に瑕疵があった場合でも、多くの場合、承認予測が消極的になることはない。送達が適式に行われたかどうかは、判決国 (Ursprungsstaat) の送達に関するルールによって判断される⁴⁸⁾。したがって、送達はドイツの基準に従う必要はない。被告が訴訟について了知しており、それゆえ手続に関与することができた場合、送達の瑕疵は、通常、判決国法に従って治癒されたものとみなされる⁴⁹⁾。そのため、訴訟係属が重複している場合に問題が発生することはほとんどない。すなわち、両当事者が外国訴訟係属について認識し、外国手続での対象について陳述できる時点で、送達の瑕疵は通常治癒される⁵⁰⁾。

dd) 国内訴訟係属が先行する場合、民事訴訟法第 328 条第 1 項第 3 号

最後に、外国判決が、国内で下された判決または承認されるべき先行する外国判決と矛盾する場合には承認されない。同じことは、外国で進行中の訴訟が、国内で先行して係属していた手続と矛盾する場合にも妥当する。どちらも、ここで関心を有する問題とは関係がない。

ee) 公序良俗違反、民事訴訟法第 328 条第 1 項第 4 号

したがって、公序良俗違反という承認拒否事由が残る。この違反は、承認法における公序良俗が狭く解釈されるため、まれである。ロートは、これを「非常ブレーキ (Notbremse)」と表現し、「極めて例外的な場合」にのみ適用されると述べている⁵¹⁾。[外国] 判決は、この場合、実体法および手続法上の違反について審査される。

47) Roth, in Stein, ZPO, 24. Aufl. 2024, § 261 Rn. 64.

48) Bach, in BeckOK-ZPO, 1.9.2025, § 328 Rn. 21.

49) つぎの文献も参照のこと。Bach, in BeckOK-ZPO, 1.9.2025, § 328 Rn. 20.

50) つぎの文献は、このことを看過している。Dohm, Die Einrede ausländischer Rechtshängigkeit im deutschen internationalen Zivilprozeßrecht, 1996, S. 260.

特に、手続的公序良俗違反については、狭い枠組みが適用される。外国訴訟手続において、手続基本権が著しく侵害されている必要がある。連邦通常裁判所は、拒否の理由となるのは、「外国裁判所の判決が、ドイツ手続法の諸原則から著しく逸脱した手続に基づいて下されたものであり、秩序ある法の支配の原則に基づく手続で下されたものと見なすことができない場合」に限られると述べている⁵²⁾。

法的審問 (rechtliches Gehör) の拒否は、おそらく考え得る最も重要な問題であろう。しかし、ドイツの判例は、さらに細分化している。被告が、適切な理由で手続から排除された場合には、承認は可能である⁵³⁾。

また、実体的公序良俗に違反した場合も承認は拒否される。これも非常にまれな場合ではあるが⁵⁴⁾、とくに家族法に関しては想定することができる。例えば、外国の裁判所が、配偶者の一方に有利な離婚法を適用した場合には、公序良俗の留保 [条項] が適用される可能性があるだろう。

しかし、全体としては、これはごくまれな例外事例である。したがって、例外的に公序違反が生じる可能性を示す兆候がない限りは、予想される判決は公序良俗に適合することが推定されると確信をもって考えられている⁵⁵⁾。連邦通常裁判所も、例外的に承認が問題となることを示す兆候が示されない限りは、承認予測は肯定されるとの見解を示している⁵⁶⁾。

51) Roth, in Stein, ZPO, 24. Aufl. 2024, § 261 Rn. 66.

52) BGH v. 2.9.2009 - XII ZB 50/06, NJW 2010, 153, 155 Rn. 24; つぎの文献も参照のこと。Bach, in BeckOK-ZPO, 1.9.2025, § 328 Rn. 38: 「極めて限定的 (äußerst restriktiv)」

53) つぎの判例はすでにそのように説いていた。BGH v. 18.10.1967 - VIII ZR 145/66, BGHZ 48, 327, 333 f.; また、BGH v. 29.4.1999 - IX ZR 263/97, IPRax 2001, 230, 233 は、裁判期日への召喚がなされなかったとしても、被告が訴状の送達に応じなかった場合には問題にはならないとした。

54) この場合の公序は、有力な見解によれば、抵触法上の公序良俗よりも謙抑的に (いわゆる「公序良俗の緩和された効果 (effet atténué de l'ordre public)」) が適用されるという。以下の文献を参照のこと。Bach, in BeckOK-ZPO, 1.9.2025, § 328 Rn. 39. しかし、抵触法上の公序良俗でも、ドイツの法秩序と法的関連性が希薄な場合には、慎重に適用される。

55) Roth, in Stein, ZPO, 24. Aufl. 2024, § 261 Rn. 66.

56) BGH v. 26.6.2019 - XII ZB 299/18, NJW 2019, 2935, 2937 Rn. 24, 25.

c) 外国手続の異常な長期化

すでに簡単に言及したように、EU 域内では、外国手続が非常に長期化する場合でも、原則として訴訟係属の禁止が適用される。しかし、[EU 域外の] 第三国との関係については、ブリュッセル (Ia) 規則第 33 条 2 項でこれとは異なって規律され、また、民事訴訟法第 261 条第 3 項第 1 号でも、ほとんどの場合、別の判断がなされる⁵⁷⁾。

とくに外国手続がすでに非常に長期間続いているため、当事者の一方がドイツで並行して手続を開始しようとする場合、別の扱いが可能性として残る⁵⁸⁾。しかし、連邦通常裁判所は、手続期間が長いことだけでは、通常、十分ではないことを強調している。「外国手続の遮断効が、権利保護を不当に損なうと見なされるような特別な事情」が加わる必要がある⁵⁹⁾。これにより、ドイツでは外国民事手続を大いに尊重していることが再びわかる。

4. 承認予測が外国訴訟係属の効果に及ぼす影響

冒頭で簡単に触れたように、ドイツでは、外国訴訟係属は訴え却下をもたらすべくではなく、民事訴訟法第 148 条に基づく手続の中止のみが生ずるとする見解が時には示されている⁶⁰⁾。この見解はまったく受け入れられなかったもので、ここでは詳しく議論しない。

しかし、承認見込みが不確かな場合には中止の利用を緩やかに認めることを提案

57) *Andrae*, Internationales Familienrecht, 5. Aufl. 2024, § 2 Rn. 94; *Roth*, in: Stein, ZPO, 24. Aufl. 2024, § 261 Rn. 67.

58) BGH v. 26.1.1983 - IVb ZR 335/81, NJW 1983, 1269. イタリアでの離婚手続がすでに 4 年間続いていた事件に関するものである。この事件について、全般的につぎの文献も参照。Geimer, NJW 1984, 527.

59) BGH v. 10.10.1985 - I ZR 1/83, NJW 1986, 2195, 2196. 本件では、トルコでの第 1 審ですでに 10 年間係属していた。

60) *Dohm*, Die Einrede ausländischer Rechtshängigkeit im deutschen internationalen Zivilprozeßrecht, 1996, S. 271 ff. 内国訴訟の原告が訴訟追行について納得できる利益 (ein nachvollziehbares Interesse) を有するすべての場合にも、この方向性は妥当すると説くのは、たとえば、以下の文献である。*Schack*, Internationales Zivilverfahrensrecht, 9. Aufl. 2025, Rn. 910; 明確にこれに反対するのは、たとえばつぎの文献である。*Roth*, in Stein, ZPO, 24. Aufl. 2024, § 261 Rn. 70; つぎの文献も参照。*Stadler*, in Musielak/Voit, ZPO, 22. Aufl. 2025, § 148 Rn. 5.

する、一種の折衷的見解もある。しかし、いま明らかになったように、承認予測が不確かな事案はごくまれであるため、このことはごく少数のケースにしか当てはまらない。民事訴訟法第 148 条の機能を考慮すると、この規定が非常に適切であることがすぐにわかる。なぜなら、中止は、前提となる問題に関する判断を待つことを意味するからである。外国で承認可能な裁判が下されるかどうかは、民事訴訟法第 261 条第 3 項第 1 号を類推して「内国訴訟を」却下する裁判にとって前提となる。したがって、この点について疑義がある場合には、まず国内手続を中止することが正しい。外国裁判が承認可能かどうか明らかになった時点で、国内訴訟を却下するか、あるいは国内での手続を継続することができる⁶¹⁾。

5. 訴訟物の同一性 (Identität des Streitgegenstands) に関する個別的な問題

以下では、従来から議論されている、訴訟物概念についての基本的な理論的問題には言及しない。むしろ、重複する訴訟係属の文脈で特に重要な 2 つの問題についてのみ取り上げる。まず、實際上最も関連性の高い事例、すなわち別々の国で離婚が申し立てられた場合について検討する。

離婚については、離婚の結果とは常に区別して考慮されることを知る必要がある。つまり、実際には、婚姻が裁判所によって解消されるだけである。離婚によって婚姻の最終的な解消が申し立てられている限り、必要とされている訴訟物の同一性 [の要件] は満たされている。したがって、いかなる理由によって離婚が申し立てられているのかは重要ではない。

第 2 に、消極的確認訴訟と給付訴訟の競合について、より詳しく検討する価値がある。ドイツ国内訴訟法に関する通説は、確認訴訟と給付訴訟は権利保護の目的が異なるため、必ずしも自動的に同一訴訟物を有するとは限らないことを前提としている⁶²⁾。給付訴訟は、(消極的) 確認訴訟の反対形相であるだけでなく、訴訟目的はそれ以上 (訳者注: 債務主義の取得) のものである。債務者が最初に消極的確認訴訟を提起した場合、その訴訟係属は、債権者による給付訴訟の提起を妨げるもの

61) 詳細はつぎの文献を参照のこと。Heiderhoff, Die Berücksichtigung ausländischer Rechtshängigkeit in Ehescheidungsverfahren, 1998, S. 250 ff.

62) 詳細は以下の文献のみを参照のこと。Becker-Eberhard, in MünchKomm-ZPO, 7. Aufl. 2025, § 261 Rn. 62 ff.

ではない⁶³⁾。これとは反対の場合、つまり債権者が最初に給付訴訟を提起し、債務者が後になって消極的確認訴訟で防御しようとした場合にのみ状況は異なる。この場合、連邦通常裁判所は、「給付判決を求める申立ては、同時に、その請求権が存在するとのより狭い確認の申立ても含んでいるため、給付訴訟の訴訟物は後行の消極的確認訴訟の訴訟物をも包含する。」と解している⁶⁴⁾。

民事訴訟法第 261 条第 3 項第 1 号の枠組みにおいて、ドイツの狭い訴訟物の理解を類推して基礎づけるとするならば⁶⁵⁾、外国で係属している消極的確認訴訟は、ドイツにおける後行の給付訴訟を妨げるものではない⁶⁶⁾。これと異なるのは、最初に外国で給付訴訟が提起された場合である。この場合、ドイツで後れて消極的確認訴訟を提起することは原則として遮断される⁶⁷⁾。ただし、例外的に、確認訴訟の原告が外国での手続で訴えが却下されたことにより訴訟の目的を達成することができない場合、ドイツでの消極的確認訴訟を認める者もいる⁶⁸⁾。

63) 給付訴訟を一方的に取り下げることができなくなった場合、通説によれば、純粋国内事件では、確認訴訟には確認の利益がないとされる（この点については、以下の文献のみを参照。*Becker-Eberhard*, in *MünchKomm-ZPO*, 7. Aufl. 2025, § 261 Rn. 65）。外国給付訴訟の場合、外国判決は場合によっては直ちに承認され、また執行宣言が下されるわけではないため状況は異なり得る（*Uecker*, in *Scholz/Kleffmann, Praxishandbuch Familienrecht*, 2025, Teil P I Rn. 3c）。

64) BGH v. 20.1.1989 - V ZR 173/87, NJW 1989, 2064 f.; その他の文献については、以下も参照のこと。*Becker-Eberhard*, in *MünchKomm-ZPO*, 7. Aufl. 2025, § 261 Rn. 64.

65) 以下はこれに賛成する見解である。KG v. 3.2.2016 - 3 UF 78/15, FamRZ 2016, 836, 837; *Bäumer*, Die ausländische Rechtshängigkeit und ihre Auswirkungen auf das internationale Zivilverfahrensrecht, 1998, S. 173; *Dutta*, FamRZ 2018, 131, 132; *Kurth*, Inländischer Rechtsschutz gegen Verfahren vor ausländischen Gerichten, 1989, S. 127; 以下は、これと異なる見解である。OLG Hamm v. 6.1.2017 - 3 UF 106/16, FamRZ 2018, 51, 53; OLG Schleswig v. 15.2.2007 - 5 U 59/06, NJOZ 2007, 2055, 2060.

66) OLG Köln v. 4.4.1973 - 2 U 173/72, OLGZ 1974, 48 ff.; *Schack*, Internationales Zivilverfahrensrecht, 9. Aufl. 2025, Rn. 894. さらなる包括的な参考文献は、以下を参照のこと。*Lipps*, Europäischer Individualrechtsschutz in Parallelverfahren, 2024, S. 66.

67) LG Hamburg v. 24.3.1976 - 5 O 265/74, IPRspr. 1976 Nr. 160, S. 456, 459; *Kurth*, Inländischer Rechtsschutz gegen Verfahren vor ausländischen Gerichten, 1989, S. 127. Ebenso OLG Schleswig v. 15.2.2007 - 5 U 59/06, NJOZ 2007, 2055, 2060 もまた、ヨーロッパ法上の広い訴訟物概念を参照している。しかし、その点については、ドイツ訴訟法によっても同一の結果となるため必要ではなかった。

68) *Schack*, Internationales Zivilverfahrensrecht, 9. Aufl. 2025, Rn. 895.

Ⅲ. ドイツ固有法にブリュッセル (Ia) 規則第 33 条が及ぼす影響の可能性

1. 類似の事例に対する異なる規律

冒頭で説明したように、先行する外国訴訟係属への対応は、今日では、民事訴訟法第 261 条第 3 項第 1 号ではなく、ブリュッセル (Ia) 規則第 33 条に基づいて行われることが多い。この規定では、訴えの却下ではなく、国内手続の中止のみが定められており、しかも義務的ではない。外国訴訟係属を顧慮するかどうかは、むしろ裁判所の裁量に委ねられている。場合によっては、外国訴訟係属を顧慮することが最初から完全に排除されることもある。

したがって、この規定は、[国内法に関する] ドイツ固有の法理論とは対照的である。これは、前述のように、ある程度は、イギリスのフォーラム・ノン・コンビニエンスの法理に類似しており、また、最終的には妥協に基づくものと思われる。なぜなら、この規定が制定された当時は、まだ EU 構成国であった英国以外でも、前述のように、伝統的にヨーロッパでは外国訴訟係属への対応が大きく異なっていたからである。ブリュッセル (Ia) 規則に規定を設けなかった場合、第三国における訴訟係属は、構成国裁判所ごとにまったく異なって扱われていたであろう。その対応の範囲は、英国におけるように方法論的に異なるアプローチにはじまり、完全に無視するアプローチ——たとえばルーマニアにおけるように——、さらに非常に広く顧慮するアプローチ——たとえばドイツにおけるように——にいたるまで多岐にわたったであろう。

現在、ドイツの法秩序にとって、国内固有法とヨーロッパ法との相違をどのように扱うべきかが問題となっている。一見すると類似する手続状況の場合であっても、ある事案ではヨーロッパ法の規定が適用され、別の事案ではドイツ固有法の規定が適用される場合があり得る。

そこで、日本企業がドイツでドイツ企業に対して訴えを提起することを考えてみる。この場合、ドイツの管轄はブリュッセル (Ia) 規則第 4 条に基づくため、ブリュッセル (Ia) 規則第 33 条が適用される。日本でも同一訴訟物について訴訟係属していることが判明した場合、ドイツの裁判所は裁量権を有する。ドイツの裁判所は、手続を中止することができるが、そうしなければならないわけではない。今度

は反対の場合を考えると、事件は異なって判断されなければならないであろう。すなわち、同一訴訟で、日本ですでに訴訟が係属しているにもかかわらず、ドイツ企業が民事訴訟法第 29 条に基づきドイツで訴訟を提起した場合、日本における訴訟係属が先行することから、民事訴訟法第 261 条第 3 項第 1 号を類推して、訴えを不適法として即時に却下する結果となる⁶⁹⁾。

したがって、ドイツ国内では、ブリュッセル (Ia) 規則第 33 条をドイツ法に可能な限り適応させようとする意見があっても驚きはしない。この見解の支持者は、ブリュッセル (Ia) 規則第 33 条は、少なくとも通常の場合、手続中止とすべきであることを求めている⁷⁰⁾。しかし、少なくとも、より詳細な根拠を示さずに、このことを単に主張することはできない。なぜなら、それはドイツでの慣習的な思考方法に先述の規範を重ね合わせることになるが、これは EU 法の自律的解釈の原則に反することになるからである。

さらに、これとは反対の質問も設定されなければならない。ドイツの実務が、ブリュッセル (Ia) 規則第 33 条におけるヨーロッパ法上の規定に適合することは、歓迎すべきではないか？ 民事訴訟法の文言は、民事訴訟法第 261 条第 3 項第 1 号を適用しないことを問題なく認めている。

この解決策は、ドイツの学説でもすでに一部主張されている。このように解せば、ブリュッセル (Ia) 規則第 33 条も、ドイツ固有法において類推適用されることになろう⁷¹⁾。実際の事例は極めてまれであるため、判例上まだこの点について言及はない⁷²⁾。

69) つぎの文献に基づく設例である (修正を施している)。Gebauer, in FS Schack, S. 585, 594.

70) 前掲注 16) を参照のこと。

71) これについては、以下の文献を参照のこと。Gebauer, in FS Schack, S. 585, 595.

72) [裁判所で問題となって] 現れた事例が少ないため、高等裁判所は、そもそも正しい規定を見つけ、それを適用することさえ非常に困難であった。この場合、裁判所が、独自の新たな解決を見出すにはほど遠い状況にあった。以下の判例のみを参照。OLG Hamm v. 6.1.2017 - 3 UF 106/16, FamRZ 2018, 51 mit Anmerkung Dutta, FamRZ 2018, 131.

2. 第 261 条第 3 項第 1 号の類推ではなく、ブリュッセル (Ia) 規則第 33 条を類推する根拠

a) 両規定の実際の相違点に関する概要

aa) 優先的な解決としてのブリュッセル (Ia) 規則第 33 条

2つの解決策の違いをもう一度考えてみると、その違いは、理論上、まったく異なるアプローチから予想されるほど、実際は大きくないことがわかる。

まず、ブリュッセル (Ia) 規則第 33 条における妥協は、イングランド法の非常に柔軟な運用とはまだかけ離れていることに留意しなければならない。同規則の体系的な位置付けが示すところでは、これは〔積極的〕管轄抵触の要素ではなく、外国訴訟係属それ自体が EU 法において非常に重く受け止められていることがわかる。EU 構成国内における訴訟係属の抵触については、ブリュッセル (Ia) 規則第 29 条が厳格な優先原則 (strenges Prioritätsprinzip) を定めている。そして、その本質は、緩和されたブリュッセル (Ia) 規則第 33 条でさえも、他の手続の時間的優先性を確保することにある。ブリュッセル (Ia) 規則第 29 条以下の体系的な位置付けが、このことを示しているだけではない。さらに、この規定の文言が、秩序ある司法の運営について繰り返し言及しており、そして、まさしくドイツ法と同様に承認予測が肯定されること (positive Anerkennungsprognose) を前提としているため、この文言からは、この手段が矛盾判決の阻止を予定していることを明らかにしている。

bb) 外国訴訟係属を顧慮しない場合

外国訴訟係属を顧慮することがまったく許されない場合についても、ドイツ法とヨーロッパ法は結果として非常によく似ている。

なぜなら、前述のように、ブリュッセル (Ia) 規則第 33 条第 1 項に基づき、訴訟係属を最初から顧慮することが許されない場合は、ドイツ固有法によっても、同様に訴えが却下されることはほとんどないからである。というのも、専属管轄権および保護管轄 (Schutzzuständigkeit) の場合には、民事訴訟法第 328 条第 1 項第 1 号により、承認予測は否定的となるからである。

cc) 類似事件で異なる扱い？

結局のところ、日本とドイツとの間の訴訟について先に掲げた事例も含めた、諸事例に惑わされてはならない。

ドイツと日本の2つの企業間紛争については、そもそも、何が問題であったのか？ まったく同一の給付訴訟は、そもそも同一当事者によって提起されよう。しかし、原告は、そうすることにつねに正当な理由がある場合にのみ、そのようにするだろう——したがって、ほとんどの場合、後で提起された訴訟は、あらゆる制度において適法とされ、中止されることもないだろう。これに対して、——この例が実際に意味するように——、第2訴訟が外国手続の被告によって提起される場合は、それは給付訴訟と消極的確認訴訟のみが問題となる。消極的確認訴訟は、民事訴訟法第29条に基づき、当該給付義務が存在する場合にはその給付義務が履行されるべき場所で提起することができる⁷³⁾。その限りで、理論的には、このような紛争は考えることができる。

しかし、消極的確認訴訟と給付訴訟をめぐる紛争を扱う場合、突如として、ブリュッセル (Ia) 規則第33条と民事訴訟法第261条第3項第1号の違いはまったく問題ではなくなる。むしろ、訴訟物の問題が前面に出てくる⁷⁴⁾。前述のように、ドイツ固有法では、先行する消極的確認訴訟は、給付訴訟を阻止するものではない。これに対して、EU法によると、——少なくともEU域内では——、消極的確認訴訟もまた後行の給付訴訟を妨げるとされる。しかし、ブリュッセル (Ia) 規則第33条の範囲内で、裁判所は裁量権を行使し、そしてすでに〔別訴の〕訴訟係属が生じていても手続を続行することができる。ブリュッセル (Ia) 規則第33条第2項c)に基づき、秩序ある司法の運営のため、より広範な給付訴訟による〔権利〕追及が必要であることを理由に、給付訴訟の裁判所が手続を続行すべきであると考える場合にも同様の結果となる⁷⁵⁾。

dd) 残された相違

最終的に、したがって2つの点で相違は残されている。すなわち、ブリュッセル

73) Patzina/Windau, in MünchKomm-ZPO, 7. Aufl. 2025, § 29 Rn. 26.

74) 以下の文献も参照のこと。Gebauer, in Wieczorek/Schütze, ZPO, 5. Aufl. 2022, Anh § 261 Rn. 35.

(Ia) 規則第 33 条によれば、裁判所は裁量権を有する。さらに、裁判所は訴えを却下するのではなく、常に手続を中止する。これに対して、民事訴訟法第 261 条第 3 項第 1 号を厳格に類推適用すると、裁判所は、承認予測が肯定される場合には、内国訴訟を直ちに完全に却下する。しかし、前述のように、これはドイツ法でもしばしば議論となり、中止に賛成する見解が主張されている。

上述の点から、おそらく最大の違いは、一方の解決策が示す裁量権の付与は、別の解決策よりもより多くの法的不安定性をもたらすという点にある。

b) ブリュッセル (Ia) 規則第 33 条の類推適用に対する賛否

aa) 異なる視点

類似した手続上の状況に対して異なる解決策が生じないようにするという理由だけで、[ドイツ] 固有の国際手続法において、二つの解決策のうちより劣る方を選択することは、常に疑問の余地があるだろう。さらに、ドイツ固有法と EU 法の相違は想像していたよりも小さく、また、双方は耐え難い程度に衝突することもないことが明らかになった。

そこで、この点について、ドイツ固有法上の解決方法を維持することが妥当かどうか、以下で検討する。

その際、ドイツ法の考え方は、ブリュッセル (Ia) 規則第 33 条との関係では依然として異なるということを出発点として考慮しなければならない。ドイツ固有法は、矛盾判決を防ぐだけでなく、複数の法秩序の等価値性を基礎にしている。そのため、国内訴訟係属の場合と同様に外国訴訟係属も原則として扱われるべきである。これは相互の尊重を示すだけでなく、国際的な法的交流にも役立つものである。

これに対して、ヨーロッパ法では、他の考え方が前面に出てくる。これには、矛盾判決の防止に加え、効率性、そして最終的には、当事者の武器対等や権利保護の必要性などの諸要素も含まれる。これは、とくに裁量を重要視することや、また、

75) そのように説くのは、つぎの文献である。Hess, *Europäisches Zivilprozessrecht*, 2. Aufl. 2021, Rn. 6.202. しかし、その場合、なぜ給付訴訟の裁判所は、そもそもブリュッセル (Ia) 規則第 33 条第 1 項に基づいて手続を中止しなければならないのか疑問が残る。ブリュッセル (Ia) 規則第 33 条は、給付訴訟に先立って第三国において消極的確認訴訟が係属している場合にのみ適用される。

当事者の申立てがあった場合にのみ先行する訴訟係属を顧慮することが構成国の自由な選択に委ねられていることにも表れている。

bb) 裁量

ここ数十年、繰り返し提案されているように、ドイツ法でも裁量をより重視することも可能であろう。一方で、このことは、外国裁判所に対する敬意が、少なくとも徐々に低下することを意味する。他方で、そして何よりも、それは法的不安定性の増大を引き起こすことになる。

なぜなら、裁量による規則は常に不満を生むからである。管轄裁判所に最初に適式に給付訴訟を提起した者が、他国の裁判所における消極的確認訴訟に巻き込まれるのかどうか、もはや確信を持てなくなる。訴訟の相手方は「一度試してみる」ことができ、そしてブリュッセル (Ia) 規則第 33 条の範囲内で裁判所が裁量権を使用する方法次第によっては、[相手方の試みが] 成功する可能性さえありえよう。

裁量は、判断に柔軟性があることに正当な理由がある場合にのみ意義を有する。承認予測の不確実性に関しては、そう考えることができるだろう。EU 域内のいくつかの構成国では、信頼できる予測を行うことがより一層困難であるため、「暫定的な」紛争解決が望ましいと考えるかもしれないだろう。しかし、この考えは誤りである——なぜなら、ブリュッセル (Ia) 規則第 33 条も、そもそも介入するには、まず承認予測が肯定されることが必要であるとしているからである。したがって、裁量は、公平性や権利保護の必要性などと同様に、より一層一般的な側面でなければならない。

しかし、まさにこれらの側面は、ドイツ固有法でも顧慮されている。例えば、外国手続が不当に長期化すると予想される場合、[内国の後行] 訴訟は適法である。ブリュッセル (Ia) 規則第 33 条の範囲では、外国で既に係属している消極的確認訴訟の場合についても、裁量がさらに重要となる可能性がある。その場合、裁判所は、ヨーロッパ法上は——ドイツ固有法とは異なり——、後行の給付訴訟と同一対象であるにもかかわらず、消極的確認訴訟を無視するとの判断が可能である⁷⁶⁾。

76) 以下の文献は同旨を説くが、ブリュッセル (Ia) 規則第 33 条 2 項 c) を根拠としている。Hess, Europäisches Zivilprozessrecht, 2. Aufl. 2021, Rn. 6.202.

ブリュッセル (Ia) 規則第 33 条における判断の自由度の増大は、とりわけ EU 法における訴訟物に関する理解が広いことから正当化されるかもしれない。しかし、ドイツ固有法にとっては、そのデメリットがメリットを上回っているように思われる。

そして、この点について簡単に付言すると、ブリュッセル (Ia) 規則第 33 条における裁量という概念が、将来、ヨーロッパ司法裁判所によってどのように解釈されるかも、まったく不明である。規範の目的を考慮すると、ブリュッセル (Ia) 規則第 33 条をヨーロッパ的に解釈する場合でも、前述のような特別な場合にのみ、国内手続の続行を支持する判断が正しいと思われる。しかし、解釈権限を有するヨーロッパ司法裁判所もそのように考えるのかどうかは定かではない。

cc) 中止

最後に、外国訴訟係属への対応としては、却下ではなく中止の方がより適切な方法ではないかという疑問が残る。つまり、中止はどのような目的を果たすのかという疑問が生じる。外国訴訟が予想とは異なって展開した場合には、中止手続により国内訴訟を再開することが可能になる。しかし、この点を熟慮すると、最終的にそれぞれの法秩序の等価値性という結論に到達する。すなわち、国内訴訟係属の場合も、最初の訴訟が予想とは異なる展開となる可能性がある。それにもかかわらず、第 2 訴訟は不適法である。内国の原告にとって、わずかな希望の光が本当に有利であるかどうかは疑問である。結局のところ、この違いは主に原理原則によるものである。等価値性と相互尊重の考え方をどれだけ重視するかによって、一方あるいは他方の方法を優先させることができる。

IV. 結論

ドイツ国際私法および国際手続法は、法秩序の等価値性 (Gleichwertigkeit der Rechtsordnungen) という考えに強く影響されている。はるか 100 年以上も前から、訴訟法研究者は、少なくともパートナー国 (Partnerstaaten) との関係では、外国訴訟係属を顧慮することを実現するよう試みてきた。

この法秩序の等価値性という考え方は、EU 法ではそれほど顕著ではない。自国

民や企業のための、一種の母港や避難所を形成するという考え方は、手続法だけでなく、国際私法でも繰り返し登場している⁷⁷⁾。

特に外国訴訟係属への対応に関しては、ドイツ法とヨーロッパ法の間の相違はそれほど大きくないことが明らかになった。それにもかかわらず、自国の法秩序を他の法秩序よりも優先させる自己中心的な世界観は、国際的な法交流 (internationaler Rechtsverkehr) にとって大きな負担となる。世界を相手にする取引には、世界的に調整された民事司法が不可欠である。

小さな調整が施されたとしても、慌てる必要はまったくない。しかし、各国が対話を継続することが重要である。現在、管轄プロジェクト作業部会が、まさに並行訴訟の問題について協議している⁷⁸⁾。相互尊重に基づく明確な規則を見出すことができないとしたら残念である。

【訳者付記】

本翻訳は、2026 年 1 月 9 日 (金) に慶應義塾大学三田キャンパスで開催された、ドイツ連邦共和国ミュンスター大学法学部ベッティナー・ハイダーホフ教授 (Professor Dr. Bettina Heiderhoff) による講演会の講演原稿である。オリジナルタイトルは、Verschiedene Probleme beim Umgang mit ausländischer Rechtshängigkeit bei Parallelverfahren außerhalb der EU である。ハイダーホフ教授は、1966 年生まれ、トリアー大学、オックスフォード大学、レーゲンスブルク大学およびユトレヒト大学で学び、ライプツィヒ大学ベッカー＝エバーハルト教授の研究室で助手などを務めながら、同大学に博士論文、そして教授資格論文を提出している。その後、ハンブルク大学教授などを経て、2013 年以降ミュンスター大学教授を務めておられる。同教授の博士論文のタイトルは、Die Berücksichtigung ausländischer Rechtshängigkeit in Ehescheidungsverfahren (Giesecking, 1998) であり、今回の講演テーマと関係が深い。ハイダーホフ教授招

77) 最も顕著な例は、GDPR (EU 一般データ保護規則: General Data Protection Regulation) 第 3 条である。

78) <https://www.hcch.net/en/projects/legislative-projects/jurisdiction/public-consultation>.

聘に際しては、石川明教授記念手続法研究所による支援を受けた。また、講演会当日は、三上威彦・慶應義塾大学名誉教授に通訳の労をお取りいただいた。なお、本翻訳では Aussetzung ; aussetzen の訳を「中止」とした。法務大臣官房司法法制部編『ドイツ民事訴訟法——2011 年 12 月 22 日現在——』（法曹会・2012 年）66 頁（民事訴訟法 148 条）では「中止」、法務大臣官房司法法制部編『欧州連合（EU）民事手続法（法務資料第 464 号）』（2015 年）70 頁（ブリュッセル（Ia）規則 33 条）では「停止」の訳が充てられている。同一用語について法律に応じて訳を分けることも考えられるが、混乱を避ける趣旨から本翻訳では「中止」の訳を採用することとした。この点につき読者の皆様のご宥恕をお願い申し上げたい。なお、本論文で紹介されている Gasser 事件をめぐるブリュッセル規則の法改正については、芳賀雅顯「国際裁判管轄の専属的合意と国際的訴訟競合の関係——2012 年ブリュッセル（I）規則改正を中心に」慶應法学 28 号（2014 年）、またブリュッセル（Ia）規則第 33 条による手続中止制度については、芳賀雅顯「国際訴訟競合の段階的規律の可能性——ブリュッセル（Ia）規則における手続中止規定からの示唆」慶應法学 50 号（2023 年）も、ご参照いただけると幸いである。なお、訳文中の [] は訳者による補足である。